

## 高子連理事選任規程

平成3年6月29日の前期総会で下記のように改定された。

### 高子連理事選任規程

第1条 社団法人高知県子ども会連合会の理事は、20名以内とし、総会で選任する。

(定款 第12条・第13)

第2条 理事20名はブロック割当て、学識経験者割当てとする。

第3条 ブロックは、(安芸)(香美)(南国市)(土長)(高知市)(吾川)(高岡)(幡多)とする。

第4条 ブロックの理事割当て数は、概ね4市町村子連に1名とし、1ブロック3名以下とする。  
但し、高知は、2名とする。

第5条 全市町村(34)加入の場合の理事割当ては、下記のとおりとする。

区分 (市町村数)	合計 (34)	安芸 (9)	香美 (2)	南国 (1)	土長 (4)	高知 (1)	吾川 (3)	高岡 (9)	幡多 (6)	学識 経験者
人数	20	3	2	1	2	2	2	3	2	3

現在の加入数と理事数

平成20年3月31日現在

区分	合計	安芸	香美	南国	土長	高知	吾川	高岡	幡多	学識 経験者
加入数	21	4	2	1	4	1	1	6	2	—
理事数	20	2	2	1	2	2	1	3	1	6

付記

1. 昭和52年3月総会で決定
2. 平成3年6月総会で改定
3. 平成5年3月20日後期総会において次のように申し合わせする。
4. 平成7年6月4日の役員改選から適用する。

理事の選任について(補足)

高子連理事は市町村子連の代表者の中から選任され、ほとんど市町村子連会長に就任していただいておりますが、会長となると市町村での当り職も多くなり理事会への出席も難しい方、仕事の関係で出席困難な方等種々の事情によって、理事は市町村子連の他の役員でも認めてほしいと言う要望があります。

理事会は委任状でも成立しますが、執行の任にも当たらなければなりません。

理事選出の市町村子連で会長の就任が困難な場合には、その市町村子連から推薦された方を市町村子連の代表者として理事に選任したい。

5. この改正規程は、平成11年6月13日の役員改選から適用する。